

広島県告示第二百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成三十年広島県告示第二百六十二号で認可した東広島都市計画下水道事業東広島公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

東広島都市計画下水道事業東広島公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十五年一月二十二日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成三十年広島県告示第二百六十二号の事業地に東広島市高屋町小谷、八本松町宗吉を追加し、同告示の事業地のうち、東広島市八本松町飯田、八本松飯田二丁目、八本松飯田六丁目、八本松飯田七丁目、西条東北町、高屋町杵原、高屋町中島、西条町寺家、西条町御菌宇、西条土与丸五丁目、西条土与丸六丁目地内において事業地を変更する。